

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団
セクシュアル・ハラスメント防止及び苦情処理に関する要綱

平成18年4月1日
世社事総発第85号

(目的)

第1条 この要綱は、職場において行われるセクシュアル・ハラスメントを未然に防止し、その行為により職員（常勤職員・世田谷区からの派遣職員・非常勤職員・特備職員・派遣社員・臨時職員を含む。以下同じ。）が不利益を受けること、又は就業環境が害されることのないよう必要な配慮をし、男女が平等で対等な関係で快適に働くことができる就業環境を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「セクシュアル・ハラスメント」とは、職場において行われる性的な言動に対する職員の対応により当該職員がその勤務条件につき不利益を受け、又は職場において行われる性的な言動により当該職員の就業環境が害されることをいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱は、職場における職員同士及び職員と利用者等との関係において起きる問題について適用する。

(管理監督者の責務)

第4条 職員を監督する地位にある者は、良好な職場環境を確保するため、日常の指導等により、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合は各部署において迅速かつ適切に対処しなければならない。

(セクシュアル・ハラスメントの防止)

第5条 職員は、セクシュアル・ハラスメントに該当する次の行為を行ってはならない。

- (1) 相手の身体への不必要な接触をすること。
- (2) 性にかかわるわいせつな発言をすること。
- (3) 執拗な交際、飲食の誘いをすること。
- (4) 性的な噂をたてること。
- (5) 性的関係の強要すること。
- (6) ヌードポスター、わいせつな図画等を見せること。
- (7) 服装等をあれこれ話題にすること。
- (8) 肉体的なことに関する中傷をすること。
- (9) その他、相手の意に反する性的な言動により不利益を与えたり、職場環境を悪化させる行為をすること。

2 職員は、セクシュアル・ハラスメントに該当するおそれのある次の行為を行ってはならない。

- (1) 相手の意に反する性的な冗談等を言うこと。
- (2) 性的な噂、経験談を相手の意に反して話したり尋ねたりすること。
- (3) わいせつな写真、図画類等を見ることの強要や配布、掲示を行うこと。
- (4) 業務遂行に関連して相手の意に反する性的な言動を行うこと。
- (5) その他、相手の望まない性的言動により円滑な業務の遂行を妨げると判断される行為をすること。

(処分)

第6条 次の各号に該当するセクシュアル・ハラスメント行為をした職員は次のとおり処分する。

- (1) 職場内において他の職員の業務に支障を与えるような性的な言動を行うなど、職場の秩序や風紀を乱した者は戒告又は減給処分とする。
- (2) 前号の行為が再度に及んだ者又はその状況が悪質と認められた者は停職とする。
- (3) 役職者においてセクシュアル・ハラスメントを把握しながら放置したり、その監督が不十分であったため所属職員にセクシュアル・ハラスメントを発生させた者は停職とする。
- (4) セクシュアル・ハラスメントによって他の職員を不当に退職を余儀なくさせた者は懲戒解雇とする。
- (5) セクシュアル・ハラスメントによって職場にいられないような噂を流したり、流言飛語を行った者は懲戒解雇とする。
- (6) 性的な強要によるセクシュアル・ハラスメントで職場の秩序を乱した者は懲戒解雇とする。
- (7) 職責などの立場を利用して性的な関係を強要した者は懲戒解雇とする。

(相談・苦情担当窓口の設置)

第7条 事業団は、セクシュアル・ハラスメントに関する相談及び苦情に対応するため、相談・苦情担当窓口（以下「窓口」という。）を設置する。

2 窓口は、別表に掲げる者又は事務局長が指定する者とする。

(窓口の役割)

第8条 窓口は、職員が気軽に相談できるよう適切な配慮をしなければならない。

2 セクシュアル・ハラスメントを受けていると思う職員は、窓口に申し出ることができる。また、被害を受けている職員以外の者も、当事者に代わって申し出ることができる。

3 窓口は、前項の規定による申出を受けたときは、申出人及び関係人から事情を聴取し、苦情処理に当たらなければならない。

4 窓口は、相互に連携、協力して円満に苦情処理にあたるものとする。

(苦情処理)

第9条 窓口は、相談及び苦情処理の結果、より厳正な調査・対応が必要と認められた場合は総務課長に事実の報告をする。

2 総務課長は、窓口から報告があった場合は、関係者の事情聴取等適切な調査を迅速に行うこととする。

3 総務課長は、事実の内容又は状況に応じ、被害者の不利益にならないよう配慮し、関係所管課長と協議した上で必要な措置を行う。この場合において、加害者が職員以外の者であるときは、関係機関への協力要請、申入れを行う。

4 加害者が職員である場合において、特に悪質と認められる場合については第6条の懲戒処分を行う。

(プライバシーの保護等)

第10条 前2条の規定による苦情処理に当たっては、当事者のプライバシーの保護に努め、特に申出をしたことによる不利益を受けることのないよう十分に留意しなければならない。

附 則

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

| | |
|-----------|-----------------------|
| 相談・苦情担当窓口 | 総務課総務係長 事務局長が指定する者 |
|-----------|-----------------------|